

平成17年度の国民年金の保険料額が変わります

平成17年度以後の国民年金の保険料につきましては、法律では、平成16年改正時の価格表示で保険料額が定められています。そして、それぞれの年度ごとに定められた保険料額にその年度の保険料改定率を乗じて得た額が、その年度の保険料になります。

平成17年度の保険料改定率は1と定められたため、平成17年4月分からの保険料額は13,580円となります。

年度ごとに定められた保険料額表
(法定保険料額)

平成17年度	月額13,580円
平成18年度	月額13,860円
平成19年度	月額14,140円
平成20年度	月額14,420円
平成21年度	月額14,700円
平成22年度	月額14,980円
平成23年度	月額15,260円
平成24年度	月額15,540円
平成25年度	月額15,820円
平成26年度	月額16,100円
平成27年度	月額16,380円
平成28年度	月額16,660円
平成29年度以降	月額16,900円

4月から口座振替がお得になります!

口座振替により当月引き落とし(通常は翌月末)にすると、保険料が1ヵ月につき40円(予定額)割引になります。

さらに、前納されるとお得です!

4月にまとめて1年分を口座振替にすると、1年で3,300円以上(予定額)割引になります。

詳しくは、大垣社会保険事務所へお問い合わせください。

1年前納の口座振替申込書は町役場にもありますが、17年3月中旬までに社会保険事務所にお申し込みいただく必要がありますので、お早めにお申し込みください。

国民年金保険料納付額証明書を送付について

社会保険庁では、平成16年中に国民年金の保険料を納められた方に対して、「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を2月下旬から順次送付いたします。この「国民年金保険料の納付額のお知らせ」は所得税の確定申告書を作成するときなど、納めた保険料額を確認するために必要な場合がありますので、大切に保管してください。

白鳥地区

地籍調査の成果について閲覧に供します

建設課

平成15年度に現地調査を実施した白鳥地区の地籍調査の成果(地籍簿案・地籍図原図)について閲覧を行います。

地籍調査の成果は、登記所備え付け地図と土地登記簿になる重要なものですので、印鑑ご持参のうえ必ずご確認ください。
閲覧日程 2月1日から21日まで(土・日・祝日を除く)
問い合わせ 建設課地籍調査係(内線263・264)

*期限内のいずれかの日に閲覧してください。時間は9:00~17:00です。

期 日	閲覧場所
2月1日(火)	池田町役場 2階建設課
2月2日(水)~3日(木)	白鳥公民館
2月4日(金)~21日(月)	池田町役場 2階建設課

ご連絡ください

まちづくり推進室

交通遺児に激励金を支給します

岐阜県および池田町では、5月5日の『こどもの日』に、次のとおり交通遺児に対して激励金を支給します。該当される方はご連絡ください。

交通遺児となった後養子縁組した者、若しくは父又は母が再婚し生計を共にすることとなった者を除く。

基準日 平成17年5月5日(木)

対象者 交通事故によって、それまで生計を共にしていた父(すでに父母が居なかった場合にはそれに代わる者)が死亡した場合で、義務教育終了までの者及び高等学校在学中の者。ただし、満20歳未満

激励金の額

乳幼児及び小学児童 10,000円
中学生 15,000円
高等学校生徒 20,000円
申込期限 2月21日(月)
申し込み・問い合わせ まちづくり推進室